

を勤めたるに依て諸大夫被仰付、戸田大和守と改め、其後山陵奉行を命せられ、歳俸米二百人扶持、萬石以上の格然るに去々子年元治水府動亂事件に就き、宇津宮侯滅高、且所替を命せられ、其後所替御沙汰止と成たり、之に依て大和守の二百人扶持返上、更に宇津宮侯高の内七千石、新田田下恐脱都合一萬石を以て分地となし、諸侯の列には爲せり、

〔玉勝間〕神武天皇の御陵

大和國人に、竹口英齋略中此英齋といふ人は、すべて御世々々の天皇の御陵を始め奉りて、皇后皇子皇女たちなどの御墓まで、廣く考へて、陵墓志といふ物を著さんとすとて、かつく書出たるをも見せたりしは、おのれはた常に深く思ひわたる筋の事なれば、いとくうれしくて、必なしをへられよと、返すくすめおきしはいかになりぬらん、其後は、えらすなん、

〔曲亭雜記 一上〕蒲の花かたみ

抑脩靜庵はもと福田氏、後に其先祖の氏郷朝臣の族より出たりと聞に及て、氏を蒲生に改めけり、これらのよしは、墓表に具なればこゝに贅せず、名は秀實、一名は夷吾、字は君平、脩靜はその號、下毛州河内郡宇都宮の人なり、略中脩靜、九志を編述の志あり、古昔の山陵多く荒廢して、その迹定かならざるもの有り、聞こと久しきをもて、まづ山陵志より窺んとて、獨行して京に赴き、南海を越、淡路に渡るに、素より路費の乏しきを憂とせず、嶮を履み、風雪を犯して、六十六國その半を経歴し、あるは里老に問ひ、或は舊圖を考へ、諸陵存亡の趣を目撃したりける、辛苦をその著述の爲に辭せず、月日は旅寢に移れども、其志移すして愈精力を盡しけり、かゝりし程に文化丁卯の年、北虜邊塞を擾るの風聞あり、時に脩靜江戸にあり、かの事を傳へ聞て、憂ひ且憤に堪ず、即不恤緯五編を著し、上書して之を國老の執事に奉りしに、おほんどり上はなかりけり、とかくする程に、山陵志一卷やうやくに稿を脱て、刻本にせまく欲するに、脩靜素より擔石の儲なければ、同志に告て未刻以前に入銀